

上湧別町物品等競争入札等参加者の資格及び指名に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項、第167条の11第2項及び上湧別町財務規則(昭和41年規則第8号。以下「財務規則」という。)の規定に基づき、上湧別町が発注する物品等の競争入札等に参加しようとする者の資格及び指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品購入 物品の購入、製造、修繕、改造及び印刷製本に係るもの
- (2) 物品借上 物品の借入れに係るもの
- (3) 委託等 役務の提供及び業務の請負(建設工事及び建設工事等に係る測量、調査、設計等の請負を除く。)に係るもの
- (4) 物品等 前3号に掲げるもの
- (5) 高額随意契約 政令第167条の2第1項第2号、第6号及び第7号の規定を適用する随意契約であって、その予定価格が80万円以上の物品購入、予定価格が40万円以上の物品借上又は予定価格が50万円以上の委託等に該当するもの。ただし財務規則第127条第3項各号に該当するものを除く
- (6) 物品等競争入札等 物品等の契約のために実施する競争入札及び前号に規定する高額随意契約のために実施する見積書の徴収(見積合わせ)

(参加資格)

第3条 上湧別町が行う物品等の競争入札等に参加することができる者は、次の各号に掲げる者以外の者で、町長の入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)を受けた者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により資格の取消処分を受けた者で、その処分の期間が経過していない者
- (3) 法令による許可、登録等を必要とする営業に関してこれを受けていない者
- (4) 国税及び地方税等を滞納している者

(資格審査申請)

第4条 物品等の競争入札等に参加しようとする者は、物品等競争入札等参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書(法人のみ)
- (2) 国税に滞納が無いことの証明書(税務署発行のもの)
- (3) 道税に滞納がないことの証明書(道税事務所発行のもの)
- (4) 市町村税に滞納が無いことの証明書(市町村長発行のもの)
- (5) 営業許可等の写し(希望する取扱品目(業務)に関し必要な許可、免許、登録等)
- (6) 身分証明書(個人のみ。民法による後見(旧法による禁治産又は準禁治産を含む)開始の審判についての証明)
- (7) 営業証明書(個人のみ。市町村長発行のもの。ただし、発行されない場合は希望する取扱品目の取扱を証する契約書、請書、請求書(控え)、納品書(控え)等の写し)

(資格審査申請の時期)

第5条 前条に規定する申請書類の提出時期は、平成19年を始期とする隔年1月20日から2月末日までの間とし、提出時期以外の提出は認めない。

2 町内に本社又は支店等を有する者及び特殊な物品等を扱う者で、特に必要と認められた場合は随時提出を認める。

(資格審査と結果通知)

第6条 町長は、第4条の規定により提出された申請書類に基づき審査を行い、資格の有無を決定する。

2 町長は、前項による資格審査の結果を物品等競争入札等参加資格審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(参加資格者名簿の作成)

第7条 町長は、前条の規定により入札参加者として資格を有すると認めた者(以下「参加資格者」という。)については、物品等競争入札等参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)(様式第3号)に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第8条 第5条に規定する参加資格者における資格の有効期間は、申請書類の提出時の次年度から2会計年度とする。

2 第5条第2項の規定により参加資格者になった者の有効期間の終期は、同条第1項の規定による参加資格者と同様とする。

(参加資格の変更)

第9条 参加資格者は、その資格の有効期間内に次に掲げる事項について変更があったときは、その都度、物品等競争入札等参加資格関係事項変更届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(1) 参加資格者の商号、名称、所在地及び代表者名

(2) 受任者の所在地、支店等の名称及び職氏名

(3) 使用印鑑

(4) 参加資格者が法人の場合にあつては、資本金の額

(参加資格の承継)

第10条 参加資格者から営業の一切を承継した者で、物品等の競争入札等に参加しようとするものは、物品等競争入札等参加資格承継届(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

(1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

(参加資格の取消し)

第11条 町長は、参加資格者名簿に登載された参加資格者が次の各号のいずれかに該当する状態となった場合は、その資格を取消すとともに参加資格者名簿から削除しなければならない。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当した場合

(2) 政令第167条の4第2項の規定により資格の取消処分を受け、入札への参加を排除された場合

(3) 物品等競争入札等参加資格審査申請書若しくは添付書類について故意に虚偽の記載をした場合

(4) 法令による許可又は登録等を必要とする営業に関してこの資格を喪失した場合

(5) 国税及び地方税等を滞納した場合

(6) その他重大な法令違反等の行為があった場合

2 町長は、前項の規定により参加資格の取消しを行ったときは、物品等競争入札等参加資格取消通知書(様式第6号)により当該参加資格者に取消しの理由を付して通知するものとする。

(参加資格の停止)

第12条 町長は、参加資格者名簿に登載された参加資格者が次の各号のいずれかに該当する状態となった場合は、その資格を停止しなければならない。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合

- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる場合
 - (4) 契約の履行が不誠実と認められる場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか町長が入札参加資格を停止する必要があると認められる場合
- 2 前項の規定による参加資格の停止期間は、その都度決定する。
- 3 町長は、第 1 項の規定により参加資格の停止を行ったときは、物品等競争入札等参加資格停止通知書（様式第 7 号）により当該参加資格者に停止の理由を付して通知するものとする。
- （指名基準）
- 第 1 3 条 物品等の競争入札等の参加者を選定するときは、機会の均等及び公正並びに経済性の確保を基本とし、次の各号により選定する。
- (1) 参加者の選定は、参加資格者名簿に登載された参加資格者から選定する
 - (2) 上湧別町内の参加資格者により適正な競争が確保できるときは、上湧別町内の参加資格者から選定する
 - (3) 上湧別町内に参加資格者が無い場合又は参加資格者の数が極めて少なく1件の予定価格が相当高額となる場合は、上湧別町外の参加資格者を含めて選定し適正な競争を確保する
- （指名委員会の設置）
- 第 1 4 条 物品等の競争入札等の参加者の選定について審議するため、物品等競争入札等参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を設置する。
- （組織）
- 第 1 5 条 指名委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
 - 3 委員は、総務課長、税財課長、産業振興課長及び建設課長をもって充てる。
 - 4 委員長は、必要があると認めたとときは、臨時の委員を任命することができる。
- （委員長）
- 第 1 6 条 委員長は、指名委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、総務課長が委員長の職務を代理する。
- （会議）
- 第 1 7 条 指名委員会は、必要の都度開催する。
- 2 指名委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 指名委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- （その他）
- 第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- （施行期日）
- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行期日の前に既に提出された資格審査申請は、第 6 条の資格を有するものとみなす。